

研究事業名：厚生科学特別研究費補助金（政策科学推進事業）  
研究課題名：社会保障費統計 3 系列の整合化・連結化に関する研究

## 平成 10 年度 研究報告書

社会保障関係費用統計の現状と課題

### 国民経済計算を中心として 一解説と提案一

主任研究者 八代尚宏

分担研究者 中村洋一 小塩隆士 浜田浩児 勝又幸子

## 目次

国民経済計算を使った社会保障分析の課題

小塩 隆士 1～5

国民経済計算における社会保障と社会保障費

浜田 浩児 6～26

(補論) 非営利主体による医療・社会福祉サービス供給の意義

浜田 浩児 27～34

改定 SNA と社会保障関係支出

中村 洋一 35～40

資料：国民経済計算における社会保障費の推計方法

勝又 幸子 41～59

別紙 (つづけて綴込み)

総合研究報告書 (平成8～10年度)

「社会保障費統計の3系列の整合化・連結化に関する研究」

## 1. はじめに

年金や医療、福祉など社会保障に関する経済分析を行う場合、マクロ経済全体や財政政策と関連づけて行うことがしばしば必要となる。少子・高齢化が進むなかで、現行制度の持続可能性が疑問視されるようになってきている現在では、尚更それが言える。その場合、国民経済計算（新SNA）と社会保障統計がうまく連動していると、分析を効率的に進めることができる。しかし、現状では、両者の統計を結びつけるためには追加的な作業が必要であり、そのためもあって社会保障をめぐる議論が経済と独立して進められがちである。また、社会保障の諸制度を共通のフレームワークに基づいて包括的に議論することも難しくなっている。

ここでは、社会保障の問題をマクロ経済全体の中で検討していく場合、国民経済計算や社会保障統計のどこに問題があるかを簡単に検討することにする。

## 2. 国民経済計算と社会保障統計の整合性

### （国民経済計算に現れる社会保障）

まず、国民経済計算に社会保障がどのような形で現れているかをチェックしておこう（詳細は小塩『社会保障の経済学』、日本評論社、1998年、参照）。社会保障をめぐるフローのカネの動きは、国民経済計算の体系の中では次のような形で現れている。

第1は、「一般政府の部門別経常取引及び資本取引」（フロー編付表6）である。国民経済計算においては、社会保障をめぐるカネの動きは、社会保障基金という統計上の概念を中心にまとめられている。社会保障基金は中央政府・地方政府とともに、広義の政府概念である一般政府の構成項目となっている。この付表6は、社会保障基金や中央政府・地方政府の経常取引と資本取引をまとめた表であり、これによって社会保障を財政全体の中で捉えることができる。社会保障財政の将来展望、またそれが全体的な財政収支の動向に及ぼす影響を分析する場合の基礎的な枠組みがこの表になっていることも多い。

第2は、「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」（同付表9）である。この表は、社会保障給付、社会扶助金など、一般会計から家計への所得移転のうち社会保障関連の数字を細かく見たものである。

第3は、「社会保障負担の明細表」（同付表10）である。これは、付表9とは対照的に、社会保険料を中心として、家計から一般会計への社会保障にかかわる所得移転の数字を見たものである。その内容は特別会計、共済組合等制度別に分けられているとともに、雇主負担と雇用者負担に二分されている。なお、付表9と付表10の合計値は、いずれも付表6と整合的な形になっている。

一方、ストック・ベースでは、「一般政府の部門別資産・負債残高」（ストック編付表3）「金融資産・負債の純増」（同付表21）のうちの(5)「一般政府の内訳」で、社会保

障基金の資産・負債の状況が示されている。フロー編付表6で示される社会保障基金の収支（貯蓄投資差額あるいは金融過不足）の数字も、これらストック・ベースの統計と整合的な形になっている。

（社会保障統計との整合性）

国民経済計算では、社会保障の中身を細かく分析することはできないが、社会保障統計ではもちろん可能である。問題は、両者の間にどの程度の整合性があるかという点であるが、各項目の概念上の違いがあるものの（詳細は社会保障研究所編『社会保障費統計の基礎と展望』、有斐閣、1995年、参照）、全体的な数字に限って言えば、分析上不都合が生じるほどの大きな乖離はないと考えてよいだろう。

例えば、「国民経済計算年報」（1998年版）から1996年度の社会保障関連の経常取引のうち、主な項目をフロー編付表6で見ると（単位：兆円）、

・社会保障給付（社会保障基金）	60,273	
社会扶助金（中央・地方政府）	7,932	
合計（社会保障移転）	66,430	(1)
・社会保障負担（社会保障基金）	51,894	(2)
社会保障基金の他の一般政府部門からの受取	14,079	
財産所得の受取	9,240	(3)

となっており、また「平成8年度社会保障給付費」によると、

・社会保障給付費		
医療	25,189	
年金その他	34,955	
合計	67,542	(1)'
・拠出（被保険者・事業主計）	52,709	(2)'
国庫負担＋その他の公庫負担	21,330	
資産収入	9,630	(3)'

となっている。したがって、給付サイドでは(1)と(1)'とが、拠出サイドでは(2)と(2)'とが、運用益では(3)と(3)'とがそれぞれほぼ釣り合った形になっていることが分かる（いずれも社会保障給付費ベースの方が若干大きい）。

一方、公費負担については両者の統計で扱いが異なるが、ここでも整合性はかなりの程度保たれていると見てよい。と言うのは、国民経済計算の場合、公庫負担は、社会保障負担が他の一般政府（中央政府・地方政府）から受け取る経常移転（14,079兆円）と、中央政府・地方政府の支払項目である社会扶助金（7,932兆円）の合計22,011兆円となる。これは、社会保障給付費ベースの21,330兆円とほぼ見合った数字になっている。

このように、少なくとも全体として見ると、社会保障をめぐる統計数値は、国民経済計算と社会保障統計との間で十分整合性を保っていることが評価することができる。両者の間の乖離は、例えば統計式等を用いた簡便法で処理できる範囲のものと言える。したがって、問題は、医療、年金、福祉など社会保障の個別分野における議論をそれぞれ積み上げ、それを国民経済計算ベースに乗せてマクロ経済全体の枠組みの中で検討できるかということになる。

### 3. 社会保障統計の「使い勝手」

#### (ILO基準の社会保障費用の表象形式)

社会保障給付費の統計においては、ILO事務局による「社会保障費用調査」の基準にしたがって作成された表(第7表)が公表されている。収入項目としては、拠出(被保険者、事業主)、社会保障特別税、国庫負担、国の公費負担、資産収入、その他、他制度からの移転が含まれ、支出項目としては、給付、管理費、その他、他制度への移転が含まれている。

しかし、この表の最大の問題点は、以上の収入・支出項目が、社会保険、家族手当、公務員、公衆保健サービス、公的扶助及び社会福祉、戦争犠牲者といった制度別に計上されている点である。これだと、年金、医療、福祉といった社会保障制度ごとに収支構造をチェックすることが難しい。例えば、公務員(共済)という形で一本化されていると、それを年金と医療とに分類することは難しい。おそらく、こうした表が作成された背後には、会計や担当部署ごとによる統計処理が基本になっていると思われるが、それは社会保障を機能別に分析する場合にはやっかいな問題となってくる。

#### (望まれる改善点)

ILO基準の表は、社会保障の収支構造を見る場合のベースとなるべきものである。その場合、望ましい改善の方向の一つは、この表を社会保障の制度別の収支構造に組み換えて作成することである。社会保障給付費の統計においては、第6表の中で制度別社会保障給付費の推移が示されている。この表の「制度」とは、医療保険、老人保健、年金保険、雇用保険、業務災害補償、家族手当、生活保護、社会福祉、公衆衛生、恩給、戦争犠牲者援護の11項目である。これらの項目をそれぞれ統合すれば、医療、年金、福祉等の分野で収支構造を分析することが可能となる。

実は、この第6表で示された制度別の社会保障の収支構造は、前出の『社会保障費統計の基礎と展望』で1992年度までは公表されている。研究者からの需要に応じて今後とも公表されることが望ましい。こうした作業は、社会保障各分野の専門家からも歓迎されるはずである。例えば、年金の場合、通常は厚生年金・国民年金が分析の中心となっている。しかし、共済年金については国と地方、私学等で制度が分立していることもあって分析が手薄になり、共済も含めた年金財政全体の姿を掴みにくいという問題がある。同様の問題は、医療でも指摘できる。社会保障統計でそうした統合上の問題が処理されていれば、かなりの程度作業の見通しがつくことになる。

### 4. 国民経済計算・社会保障統計の利用——経済企画庁『高齢化の経済分析』の場合

#### (年金財政の将来推計)

経済企画庁経済研究所のプロジェクトである八代他『高齢化の経済分析』(1997年)は、年金財政の将来展望を国民経済計算のベースで行った代表的な分析例である。年金財政についての分析は、厚生省の「財政再計算」に見られるように部分均衡的なものが多いが、本来はマクロ経済モデルの枠内で行うべき性格のものであろう。社会保障の仕組みとマ

クロ経済変数は、密接な関係で結び付けられているからである。ここでは、八代他による年金財政の将来推計の作業フローを簡単にまとめ、そこで各種統計がどのように処理されたかを要約する。

第1ステップは、社会保険庁『事業統計』等をベースにして、厚生年金・国民年金・共済年金のデータ・ベース作成を統一的なフォーマットで行うという作業である。例えば、厚生年金の場合は、

収入＝保険料収入＋公庫負担＋基礎年金勘定からの交付金＋運用益＋その他

支出＝給付＋基礎年金勘定への拠出金＋その他

収支＝収入－支出

積立金＝前年末の積立金＋収支

という形でフローとストックのデータベースを作成し、将来推計の場合はそれぞれの式に含まれる各項目を推計することになる。

#### (社会保障統計ベースへの統合)

第2のステップは、以上で求められた年金の各計数を、社会保障統計ベースに統合することである。このステップが必要になるのは、年金関連の計数をそのままでは国民経済計算のベースには乗せられないためである。

具体的には、まず、第1ステップで作成した各年金勘定のうち、保険料、給付、公庫負担を国民、厚生、共済で合計する。次に、それらを、社会保障統計に現れてくる年金の拠出、給付、公庫負担（国庫負担＋その他の公庫負担）に統計式でつなげる。医療、福祉の拠出、給付、公庫負担は、社会保障統計だけで間に合わせる（もちろん、医療、福祉についても詳細な将来展望を別途行うことは可能である）。その結果、社会保障統計ベースの拠出、給付、公庫負担が得られる。すなわち、

拠出＝年金の拠出＋医療の拠出＋福祉の拠出

給付＝年金の給付＋医療の給付＋福祉の給付

公庫負担＝年金の公庫負担＋医療の公庫負担＋福祉の公庫負担

となる（この場合の年金、医療、福祉は、『基礎と展望』の「制度別社会保障費収支額」をベースにしたものである）。

#### (国民経済計算ベースへの概念調整)

第3のステップは、第2ステップで得られた社会保障統計ベースの社会保障全体の計数を国民経済計算ベースの計数に概念調整することである。

具体的に言うと、まず、社会保障統計の拠出は、国民経済計算の社会保障負担にほぼ対応するので、統計式で後者を推計する。次に、社会保障統計の公庫負担を、中央・地方政府から社会保障基金への（純）経常移転と、中央・地方政府が支出する社会扶助金に按分する。その按分比率は、最近の比率の平均値を用いる。さらに、そうして得られる社会扶助金を社会保障統計の給付から差し引いて、国民経済計算の社会保障給付を推定する（必要に応じて統計式を用いる）。

以上の3つのステップを経ることにより、年金財政の将来展望をマクロ経済全体の枠組みの中で、しかも財政収支全体との関連を踏まえながら行うことができるようになる。

## 5. 関連する事項

### (社会保障財政の長期展望のためのフレームワーク)

今後、年金に限らず、社会保障財政の長期展望の重要性が高まることが予想される。その場合、年金、医療、福祉の主要3分野で統一的な収支構造が出来上がっていれば、パソコンの表計算ソフト程度で、社会保障財政の長期展望やその財政収支に及ぼす影響の試算を機械的に行うことができる。これは、統計ユーザーへの便宜提供という点から重要であるというだけではない。それは、例えば、厚生省がかつて公表した『21世紀福祉ビジョン』のような公式推計のプロジビリティを外部からチェックする道を開くことになるし、ひいては制度改革論議をよりオープンで客観的なものにする効果も期待できる。

### (ストック統計の整備)

統計整備の点から言うと、社会保障関連のストック統計を整備する必要もある。現時点では、社会保障関連のストック統計は、国民経済計算や日本銀行の資金循環勘定に委ねられているが、それでよいか。年金関連の資産データは比較的入手しやすいが、それ以外の分野では難しい。資金循環勘定のフロー計数とのすり合わせも必要となる。

ただし、こうした作業は、国民経済計算の体系を「現金主義」から「発生主義」にどの程度移行させるかという問題と密接に関連していく。しかもそれは、社会保障を含む公共政策の費用と負担のあり方を再検討する必要性を高めるものでもある。

### (まとめ)

社会保障の経済分析を行う場合、国民経済計算はマクロ経済や財政との関連を分析できる土俵を提供してくれるが、社会保障そのものの分析には数字がマクロ的すぎる。一方、現行の社会保障統計は、詳細な情報は提供してくれるものの、マクロ的な分析を進めるためには幾つかの点で再構成が必要となる。両者の長所を生かしながらユーザーの追加的作業をできるだけ少なくするような方向でも、統計の修正が求められる。

国民経済計算は、GDPだけでなくマクロの経済活動全般を網羅した統計体系であり、その一環として社会保障に関する統計も含まれている。

すなわち、政府と家計の「所得支出勘定」（経常取引を示す）に、社会保障給付、社会扶助金等の給付面、社会保障負担等の負担面について計数が表示され、国全体の経済循環の中に位置づけてみるができるようになっている。さらに、給付面については「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」に合計（社会保障移転）及び詳しい内訳が示され、負担面についても「社会保障負担の明細表」に合計（社会保障負担）と内訳が示されている。一方、生産勘定については、社会保障にかかわる医療や社会福祉サービスなどの生産額が、区分はされていないが生産額合計の中に含まれている。

また、政府の一部門として社会保障基金が区分され、「一般政府の部門別経常取引および資本取引」表、「一般政府の部門別資産・負債残高」表において、その所得、消費、貯蓄、金融取引、ストック等の計数が表示されている。

## 1 経済循環の中の社会保障

そこで、まず、日本の経済循環のどの部分に社会保障が関係しているかをみると図1、2のとおりである。図1は平成9年における日本の経済循環の概略であり、図2はそれを部門別にみたものである。

このうち、左上の生産の部門分類は、生産分析の視点による経済活動別分類であり、社会保障部門は区分されていない。それ以外の所得支出、資本調達、資産・負債の部門分類は、所得処分の等質性に着目した制度部門別分類であり、その中の一般政府の一部門として社会保障基金が区分されている。この社会保障基金とは、社会全体ないし社会の多くの部分を対象に社会保障給付を行うために公的機関によって加入が強制され、支配され、あるいは資金供給を受けている、国の社会保険特別会計、共済組合などをいう。

### (1) 生産



まず、図1の左上の生産についてみると、国内の産出額から原材料等の中間投入を差し引いたものが、平成9年中に国内で新たに生み出された付加価値である。図2の左上では、これらの計数が、経済活動別分類の部門である産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者に区分して示されている。社会保障にかかわる医療や社会福祉サービスなどの計数は、これらの部門の中に含まれている。

## (2) 分配

付加価値は、営業余剰や雇用者所得などの所得として分配される。図2の右上では、この分配の状況が、制度部門別分類の部門である非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む。）に区分して示されている。営業余剰は非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）に分配され、雇用者所得は家計に分配される。一般政府と対家計民間非営利団体は、非営利のため営業余剰の分配がなく、経常移転として、利子や配当などの財産所得、税、社会保障負担等を受け取り、財産所得、社会保障給付、社会扶助金等を支払っている。経常移転は、受取と支払が国内の部門間で相殺され、国全体のネットの受取では海外との間のものだけが残る。

### ① 社会保障基金

一般政府の一部門である社会保障基金も、経常移転の受取、支払の取引を行っており、その状況は表1「一般政府の部門別経常取引および資本取引」に示されている。この表は、一般政府をその性格及び果たす役割などに従って、中央政府、地方政府、社会保障基金の3部門に分割し、それぞれの部門の経常取引及び資本取引をみることにより、政府部門の国民経済に果たしている役割を詳細に把握するための取引表である。社会保障基金は、表1の経常受取、経常支払にみられるように、社会保障負担、他の一般政府部門からの経常移転、財産所得等を受け取り、主に社会保障給付を支払っている。社会保障負担は家計から、他の一般政府部門からの経常移転は主に中央政府からであり、財産所得は主に公的年金の積立金の運用収入である。一方、社会保障給付は、家計が受け取っている。中央政府と地方政府の経常支払の中の社会扶助金も、家計が受取手である。

## ②社会保障移転・負担の明細

社会保障については、表2、3のように、「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」において内訳制度区別に社会保障移転（社会保障給付、社会扶助金及び無基金雇用者福祉給付）が、「社会保障負担の明細表」において内訳制度区別、雇主及び雇用者負担別に社会保障負担が、それぞれ示されている。

「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」は、社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付金（失業保険給付金、事故、傷害及び疾病に対する給付金など、健康保険による医療の無償分等、直接家計に現金で支払われないものも含まれる。）、特定の基金準備金を設けず、民間基金や保険組織に加入しないで雇い主によって雇用者に直接支払われる無基金雇用者福祉給付（年金、家族手当、傷害保障金など）及び社会保障給付と無基金雇用者福祉給付以外の個人及び家計に対して支払われる社会扶助金（生活保護費、戦傷病者特別手当、遺族等年金、恩給など）などの社会保障関係支出状況を一般政府部門を構成する各部門（社会保険特別会計、国民健康保険、共済組合など）ごとに把握するものである。

「社会保障負担の明細表」は、社会保障基金に属する社会保険特別会計、共済組合などの構成部門ごとに雇主及び雇用者の負担額を示し、「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」とともに、社会保障基金を構成している各部門が、国民の福祉のためにいかなる活動をしているかという実態を詳細に描写している。

これらの内訳およびその合計は、社会保障費にほぼ対応するものであるが、後述のように若干の相違が存在する。

## ③社会保障移転の目的別内訳

表4のように、「一般政府の目的別支出」において、一般政府の活動の9目的分類別に社会保障移転の内訳が示されており、保健と社会保障・福祉サービスでそのほとんどを占めている。保健には、一般行政（保健を取り扱う行政機関の支出）、病院及び対個人保健サービス（病院及び類似の機関の支出）が含まれる。また、社会保障・福祉サービスには、社会保障及び社会援助（失業給付金、老齢年金、事故給付金）などの支出、福祉サービス（児童福祉サービス機関、老人・身体障害者施設などに対する支出）が含まれる。

### (3) 消費

以上のような所得に基づいて消費が行われる。消費は、一般政府、対家計民間非営利団体、家計によってなされる。

一般政府の消費は、自ら生産した政府サービスの自己消費である。政府が購入する財貨・サービスは、政府サービス生産のための中間投入として計上される。政府サービスの生産額はこの中間投入に公務員等の雇用者所得、固定資本減耗、間接税を加算したものである。生産された政府サービスの一部は家計等に販売されるが、大半は自らが消費し、政府最終消費支出として計上される。社会保障基金も、表1「一般政府の部門別経常取引および資本取引」のように、一般政府の一部門として最終消費支出を行っている。なお、家計に販売された政府サービス（国公立学校の授業料や国公立病院の診療代のように、家計が政府から直接購入したサービス）については家計最終消費支出として計上される。

以上の点は、対家計民間非営利団体の最終消費支出についても同様である。非営利団体が家計向けに提供する財貨・サービスは、必ずしもコストをカバーしない。生産に要したコストから、販売額を差し引いたものを非営利団体の自己消費とし、最終消費支出として計上している。生産コストは雇用者所得、固定資本減耗、中間投入、間接税から構成される。

また、家計最終消費支出には、帰属計算により医療費のうちの社会保険分等が含まれ、通常の家計簿ベースの支出より範囲が広がっている。帰属計算とは、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

#### ① 社会保障関連の政府最終消費支出

表4のように、「一般政府の目的別支出」において、一般政府の活動の9目的別分類に分けて、政府最終消費支出が示されており、その性格及び特徴をみることができる。この9目的の中には、保健や社会保障・福祉サービスのように、社会保障に関連するものがある。

## ②社会保障関連の家計最終消費支出

家計最終消費支出についても、表5のように、「家計の目的別最終消費支出の構成」において目的別の計数が示されている。

家計最終消費支出の目的別分類は、消費者がどのような種類の効用を求めて財貨・サービスを購入したかを基準とした分類であり、8目的に区分されている。この8目的の中には、医療・保健のように、社会保障に関連するものが含まれている。この分類は、消費者の嗜好の分析ばかりでなく、政府や対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出と接合することによって、福祉などの分析に有用である。

対家計民間非営利団体の最終消費支出の分類は3目的に分けられ、その中に医療が区分されている。

### (4) 貯蓄、投資

図1の中央にあるように、所得のうち消費された残りが貯蓄となり、これを原資として投資（総資本形成）が行われる。国全体では貯蓄が投資を上回り、対外黒字（海外に対する債権の純増）となっているが、部門別にみると、図2の下の貯蓄投資差額にみられるように、家計で貯蓄が投資を大きく上回っているのに対し、一般政府では、投資が貯蓄を大きく上回っている。

社会保障基金の貯蓄、投資の状況は、表1「一般政府の部門別経常取引および資本取引」に示されている。貯蓄が大きいのに比べて投資はわずかであり、貯蓄投資差額にみられるように、貯蓄が投資を大きく上回っている。

また、表4「一般政府の目的別支出」に、一般政府の活動の9目的分類別に投資（総固定資本形成）の内訳が示されている。保健、社会保障・福祉サービス目的への投資は、他の目的に比べて少ない。

### (5) 金融取引

部門間の投資、貯蓄の不均衡は、図2の右下のように、金融取引によって調達・運用される。推計上の誤差を除けば、資金過不足は貯蓄投資差額と一致する。

すなわち、資金過不足がマイナスであれば、これは金融市場で調達した資金のうち実物投資や経常支出に運用された額を表わすことになる。逆に資金過不足がプラスであれば、これは自己資金（貯蓄＋固定資本減耗＋資本純移転）で賄われた金融資産の純増額を示すことになる。したがって、実物取引で定義される貯蓄投資差額と金融取引で定義される資金過不足とは概念的には同一のものである。

このような金融取引を最も詳細な部門、取引項目別に示す基本表が、「金融資産・負債の純増」表である。この表は、日本銀行の作成による「資金循環勘定」の金融取引表と同様なマトリックス形式で表章されている。総括表は、国民経済全体の資金循環を表わすための表であり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計、海外の6部門に分け、非金融法人企業を民間法人企業と公的企業に、金融機関を中央銀行、民間金融機関、公的金融機関に分割している。

金融取引の計上にあたっては、部門間の資金移動を明らかにするため同一部門内の金融取引は原則として相殺している（統合）。しかし、項目によっては、相殺せず取引規模を示した方が有用であることから、同一部門内取引を相殺せず両建てで表示している（結合）。したがって、項目によっては、内訳部門の合計が制度部門の計数に一致しないことがあるが、これは統合されているためである。結合している項目は、日銀預け金、短期債券、長期債券、株式、日銀貸出金・借入金、コール、買入手形・売渡手形、売上債権・買入債務の各項目である。

#### ① 社会保障基金の金融取引

社会保障基金の金融取引の状況は、表1「一般政府の部門別経常取引および資本取引」に示されている。投資はわずかであるのに対して貯蓄が大きいことを反映して、金融資産の純増と資金過不足が大きなものになっている。

さらに、表6のように、「金融資産・負債の純増（5）一般政府の内訳」において、社会保障基金の金融取引が詳細な取引項目別に示されている。資金運用部預託金が金融資産の純増の大半を占めている。

#### ② 年金基金

年金基金については、「金融資産・負債の純増（3）民間金融機関の内訳」の中の信託

部門、保険部門において、他の運用資産と合算した形で計上されている。

## (6) 資産・負債

貯蓄、投資活動や金融取引の結果、図1の下部にあるように、実物資産、金融資産、正味資産（国富）が前年より増加している。一方、調整勘定はマイナスとなっている。調整勘定は、貯蓄、投資、金融等の取引によらない期首と期末の資産・負債の変動要因を示す。調整勘定には、価格変化による再評価、制度的構成及び分類の変化による調整、統計上の不突合等の項目が含まれる。

### ① 社会保障基金の資産・負債

社会保障基金の資産・負債の状況は、表7のように、「一般政府の部門別資産・負債残高」に示されている。この表は、表1「一般政府の部門別経常取引及び資本取引」に対応する、一般政府の内訳部門別の資産・負債残高表である。フローにおいて社会保障基金の貯蓄が大きいのに比べて投資はわずかであることに対応して、ストックにおいても資産および正味資産が大きなものとなっている。

### ② 社会保障基金の金融資産・負債の詳細

社会保障基金の金融資産・負債残高については、「金融資産・負債の残高（5）一般政府の内訳」において、詳細な資産・負債項目別に示されている。この表は、表6「金融資産・負債の純増（5）一般政府の内訳」に対応するものである。表6と同様に資金運用部預託金が金融資産の大半を占めている。

なお、年金基金については、「金融資産・負債の残高（3）民間金融機関の内訳」の中の信託部門、保険部門において、他の運用資産と合算した形で計上されている。

## 2 国民経済計算における社会保障移転・負担と社会保障費の比較

国民経済計算における社会保障移転・負担は、ILO基準による社会保障費の給付・拠出とほぼ同様のものであるが、若干の相違が存在する。

## (1) 定義

表8のように、国民経済計算とILOにおける社会保障の定義はほぼ同じものとなっている。まず、目的については、国民経済計算の疾病に対する給付はILOの医療の提供に、他のニーズに対する給付は所得保障と補足的給付にそれぞれ対応すると考えられる。また、制度が法律によって定められるという点でも同じである（予算措置に基づく制度もあるが、予算も法律の一種である。）。

実施主体については、国民経済計算における中央政府、地方政府、社会保障基金は、ILOにおける公的、準公的機関に対応すると思われるが、我が国では公的、準公的でない機関が社会保障を実施しているということはないので、実施主体も同様といえよう。ただし、負担面では、国民経済計算は社会保障基金に対するもののみとしているため、ILOとは相違を生ずる。たとえば、公務員恩給に対する拠出は、ILOの社会保障拠出には含まれるが、一般会計に計上されるために社会保障基金に対する支払とはならないことから国民経済計算の社会保障負担には含まれない。

## (2) 推計範囲

実際の推計範囲でも、国民経済計算の社会保障移転・負担は社会保障費とほぼ同じである。ただし、前述のような社会保障の定義の違いや、その適用のし方の違いなどにより、細部については相違点がある。

### ①対象とする主体の相違

国民経済計算の社会保障移転・負担は、社会保障費と比べて対象とする主体の範囲を限定している。

#### ア 旧公共企業体職員業務災害補償の不計上

社会保障移転では、社会保障給付と異なり、旧公共企業体職員業務災害補償を計上していない。国民経済計算では、旧公共企業体は、民営化後はもちろん企業であるが、民営化

前でも、民間企業と同様の財貨・サービスを販売しているということから企業に分類している。社会保障移転の主体は中央政府、地方政府及び社会保障基金に限られるため、本項目は計上されない。同様に、旧公共企業体職員業務災害補償のための負担は、社会保障負担には計上されない。

#### イ 社会保障基金以外への負担の除外

(1) で述べたように、社会保障負担は社会保障基金に対するもののみと定義されている点で、社会保障拠出よりも小さい。社会保障基金は独立した組織であるから、独自の資産及び負債があり、会計記録も分離したものがなければならない。この要件を満たさない社会保障制度は中央政府や地方政府に分類される。このため、一般会計に計上される恩給、国家公務員災害補償は社会保障基金には分類されず、そのための拠出も社会保障負担には含まれない。

#### ②対象とする項目の相違

国民経済計算の社会保障費は、制度の受給者や被保険者全体の集合的な消費を除外しているのをはじめ、社会保障研究所推計との間で対象とする項目の範囲が若干異なる。

#### ア 組合管掌健康保険の病院診療所赤字分の不計上

社会保障給付では、組合管掌健康保険について、直営病院診療所等の赤字分を計上しているが、社会保障移転では計上していない。国民経済計算の考え方によれば、直営病院診療所等は健康保険組合員全体のための施設であるから、その赤字分は、組合員個々人ではなく全体にかかるものである。すなわち、組合員の集合体である健康保険組合自体が消費したものであり、組合員個々人に対する移転ではない。

#### イ 業務経理に対する保険料の不計上

社会保障負担では、社会保障拠出と異なり、共済組合の業務経理に対する保険料を計上していない。業務経理は共済組合の事務等の人件費・物件費であるから、組合員全体にか



かるものである。このため、国民経済計算の考え方では、組合員の集合体である共済組合自体が消費したものであり、組合員個人に対する移転ではない。また、こうした事務サービスが社会保障の給付面に計上されていないこととも対応がとれている。

#### ウ 雇用安定事業分の保険料の控除

社会保障負担では、社会保障拠出から、雇用保険料のうちの雇用安定事業関係分を控除している。国民経済計算においては、雇用安定事業は、被保険者個人でなく全員に対する集合的なサービスの提供であって雇用保険制度自体の消費となり、社会保障の給付側にも計上されていない。

#### エ 福祉施設費の一部項目の計上

社会保障移転には、労働者災害補償保険及び船員保険について、社会保障給付と同じく福祉施設給付金が含まれるのに加え、介護料、就学援護費、就職促進手当も含まれる。これらは社会保障基金から家計への移転と考えられる。

#### オ 教育分野における移転の計上

社会保障給付は文部行政の分野を対象にしているが、社会保障移転は「地方財政統計年報」（自治省）の「扶助費」を基礎資料の1つにしているため、この分野も含む。すなわち、「扶助費」には、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励、学校給食、幼稚園就園奨励等が含まれていると考えられる。これらは地方政府から家計への移転であり、かつ、社会保障の目的の中に教育が入っていることから、社会保障費に含まれるといえよう。

#### カ 地方政府独自の移転分の計上

社会福祉等で地方政府が費用を負担しているものについて、社会保障移転では「扶助費」等に基づいて全体の費用を推計している。この「扶助費」は地方政府の実際の支出によるものである。一方、社会保障給付では国基準の分担率に従って地方政府が負担してい

るとみなして推計を行っている。このため、地方政府が国基準を超えて費用を負担したり国の補助対象とはならない単独事業を行ったことによる家計への移転は、社会保障給付には含まれないが社会保障移転には含まれる。こうした地方政府独自の移転も、国基準によるものと同様に社会保障に含まれるべきである。

#### キ 返納金等の控除

社会保障移転は、社会保障給付から返納金や返還金を控除している。同様に、社会保障負担も、社会保障拠出から還付金や返還金を控除している。これは、これらの分だけ実際の保険給付や保険料納付が少ないことによる。

### (3) 国民経済計算改訂で生じる相違

1993年に国民経済計算の国際基準が改訂され、わが国の国民経済計算統計も2000年にこの国際基準に従ったものに改訂される予定である。これによって、現行の社会保障費統計との間に、たとえば次のような相違が生じる。

#### ①厚生年金基金の社会保障基金からの除外

国民経済計算の国際基準では、負担と給付がリンクしていないことを社会保障基金の要件としている。これに従って、わが国の国民経済計算統計では、厚生年金基金を社会保障基金から除き、年金基金に分類することとなっている。

厚生年金は所得比例拠出・所得比例給付であり垂直的再分配の要素がないこと、厚生年金本体がほとんど賦課方式であるのに対して厚生年金基金は積立方式によっていることから、厚生年金基金では負担と給付がリンクしているとみなせるため、このような分類替えはもっともであろう。

なお、国民年金基金については、現行の国民経済計算統計において社会保障基金から除かれている。

## ②公営・非営利医療サービス生産者の市場生産者への分類替え

現行の国民経済計算統計で非市場生産者としている公営・非営利医療サービス生産者について、診療報酬制度下で同一価格で医療サービスが受けられるという理由で、市場生産者として扱うこととなっている。

ただし、公営・非営利生産者は、市場生産者ではあっても営利企業とは行動原理が異なり、社会的厚生への効果も違うため、これらを区分して示すことは必要である（補論参照）。

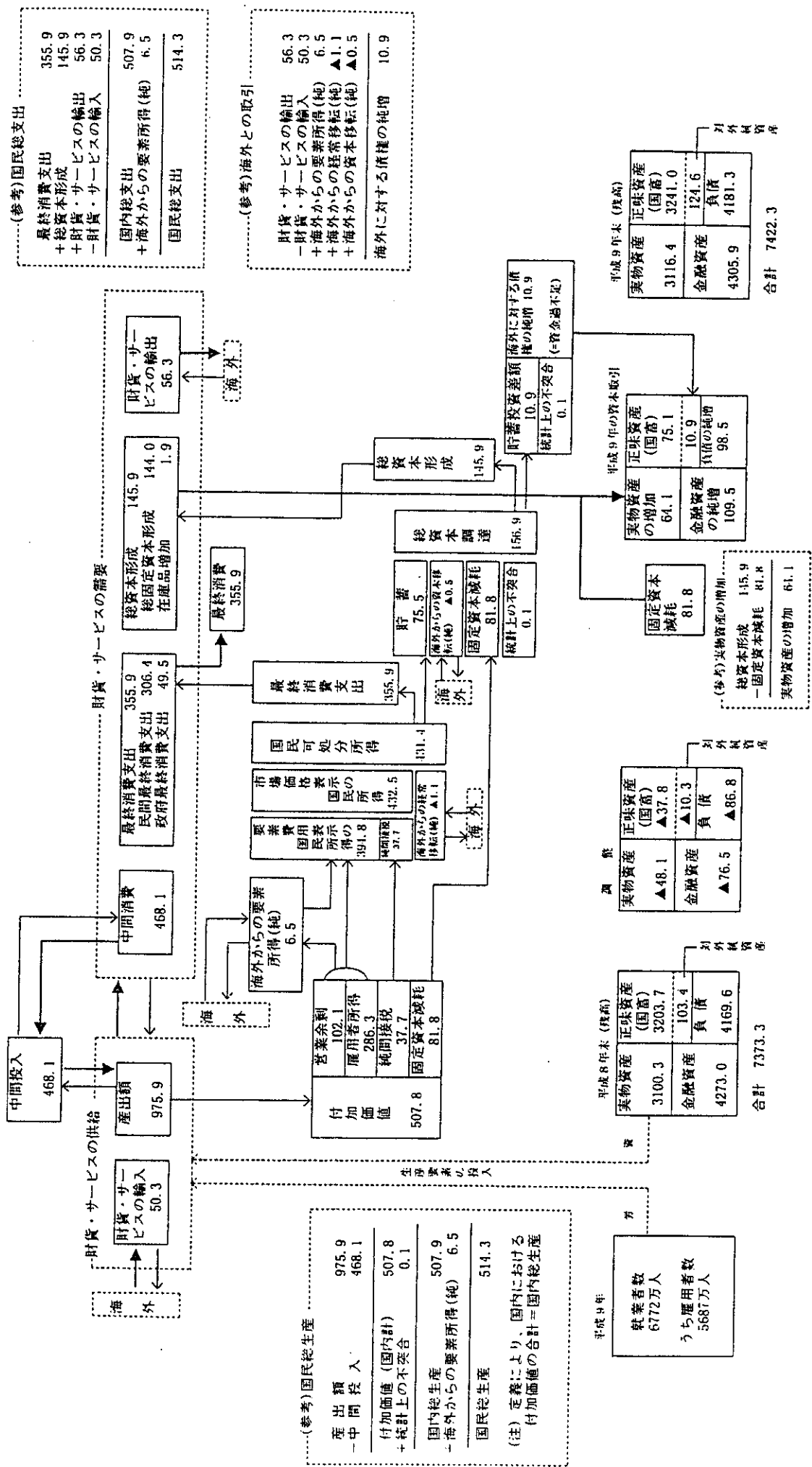
### 3 社会保障費統計の課題

国民経済計算の社会保障移転・負担と社会保障費の定義や推計方法には大きな相違はないが、社会保障費統計を経済循環の中に位置づけようとするならば、国民経済計算の一環である社会保障移転・負担と整合的なものにする必要性が生じよう。

ただし、計数を改訂するとなると、時系列比較ができるよう、遡及して改訂する必要がある。過去の年次についても同じ改訂ができるか、基礎資料等を検討する必要がある。このため、国民経済計算全体の改訂が行われる際に考えるのが妥当であろう。

図1 平成9年日本経済の循環

(単位：兆円)



(注) 1. → は財貨・サービスの処分等を示している。  
 2. 平成8年末の残高に平成9暦年間の資本取引を加え、さらにこれらに関する価格変動の影響等を調整(加減)したものが、平成9年末の残高となる。  
 (原典)「国民経済計算年報(平成11年版)」